

2017年3月1日

株 主 各 位

第32回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結計算書類の注記

計算書類の注記

(2016年1月1日から2016年12月31日まで)

日本たばこ産業株式会社

連結計算書類の注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 新基準書の早期適用

当社グループは以下の新基準を早期適用しております。

IFRS第9号「金融商品」（2013年11月改訂）（以下、IFRS第9号）を、2015年1月1日より早期適用しております。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下、IAS第39号）を置き替えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有している場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められております。

また、ヘッジ会計については、企業のリスク管理活動をより適切に連結計算書類に反映させるため、適格要件を満たすヘッジ関係の見直しが図られております。

(3) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は202社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、Gallaher Ltd.、鳥居薬品㈱、テーブルマーク㈱であります。

(4) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社等の数は12社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、Megapolis Distribution B.V.であります。

また、当社グループが有する共同支配企業については、持分法によって処理しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① デリバティブ以外の金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産は実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各報告日ごとに償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元金の支払いに対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集成的評価により検討しております。

減損が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を損益として計上しており、将来の回収を現実的に見込まず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。

また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、及び資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 無形資産(リース資産を除く)

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10～20年
ソフトウェア	5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(iii) リース資産

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

⑥ 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

⑦ 収益の計上基準

(i) 物品の販売

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡時となります。また、収益は値引、割戻及び消費税等の税金を控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

(ii) 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(iii) 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

(iv) ロイヤリティ

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

⑧ のれんに関する事項

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

⑨ 外貨換算の方法

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

⑩ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しております。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失については、ヘッジ対象の帳簿価額を調整し、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資ヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

当社グループは、当年度よりIAS第19号「従業員給付」(2014年9月改訂)を適用しております。

上記の基準等の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産	849,053百万円
のれん及び無形資産	739,661百万円
投資不動産	33,061百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	社債	358,158百万円
------------	----	------------

② 一部の連結子会社において担保に供している資産は66百万円であります。

また、担保に供している資産に対応する債務は53百万円であります。

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	1,515百万円
その他の金融資産	6,920百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当年度期首 株式数(千株)	当年度 増加株式数 (千株)	当年度 減少株式数 (千株)	当年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式 普通株式	209,285	0	241	209,044

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少241千株は、ストック・オプションの行使241千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年3月23日 定時株主総会	普通株式	114,606	64	2015年12月31日	2016年3月24日
2016年8月1日 取締役会	普通株式	114,617	64	2016年6月30日	2016年9月1日

② 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの
2017年3月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月24日 定時株主総会	普通株式	118,203	利益剰余金	66	2016年12月31日	2017年3月27日

(3) 当年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 976,800株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当年度末における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
	百万円	百万円
① 長期借入金	1,449	1,449
② 社債	358,158	357,126

償却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当社グループが発行する社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

当年度末における投資不動産の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
	百万円	百万円
投資不動産	18,184	47,334

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,371.39円
(2) 基本的1株当たり当期利益	235.47円
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	235.33円

7. 偶発事象に関する注記

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟等の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積もることが不可能な訴訟等については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟等の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

(1) 喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき当社が責任を負担するものをあわせて、決算日現在20件係属しております。現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

② 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件の集団訴訟が提起されております。

③ 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、全10州(3準州を除く)の政府により提起された10件の医療費返還訴訟が係属しております。

(2) その他の訴訟等

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟等においても当事者となっており、それらの中には、当事者に対し機密保持義務が課せられており、当該義務が免除されない限り内容等に係る開示ができないものもあります。現在係属中の訴訟等のうち、主なものとして、日本において当社グループ会社を被告として損害賠償等を求める訴訟が1件あります。

8. 企業結合に関する注記

Natural American Spirit の米国外たばこ事業の取得

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2016年1月13日にReynolds American Inc.グループ (Reynolds グループ) から、Natural American Spirit の米国外たばこ事業に係る商標権及びReynolds グループ傘下の同ブランドたばこ商品の販売会社である米国外子会社(サンタフェナチュラルタバコジャパン株式会社(注)他8社)の全株式を含む、Natural American Spirit の米国外たばこ事業を取得しました。

Natural American Spirit は、Santa Fe Natural Tobacco Company Inc.が、1982年より米国で製造・販売を始めたたばこブランドであり、高品質な葉たばこを贅沢に使用した無添加のたばこ商品として独自のブランド世界観を確立し、米国をはじめ日本、ドイツ、スイス、イタリア、スペイン、英国等において着実に販売を拡大してきました。

本買収は、各市場の高価格帯で強いプレゼンスを有するNatural American Spirit を取得することで、当社グループのブランドポートフォリオを拡充し、競争力強化を図ることを目的としたものです。

なかでもNatural American Spirit の米国外における販売数量の過半を占める日本においては、お客様から幅広い支持を獲得し、数量を著しく成長させています。従って当社グループの最重要市場の一つである日本においても、本買収を長期にわたる持続的成長を実現するための事業投資の一環と位置付けております。

(注) サンタフェナチュラルタバコジャパン株式会社は、2016年5月1日に株式会社トゥールースピリットタバコカンパニーに社名を変更しております。

(2) 当社グループの業績に与える影響

取得日以降に、当企業結合から生じた売上収益及び営業利益の合計額はそれぞれ28,291百万円及び△13,946百万円です。

なお、上記の営業利益には、企業結合により取得した商標権の償却費17,928百万円が含まれております。

(3) 取得対価及びその内訳(取得合計)

取得対価は591,420百万円であり、すべて現金で支払いを行っております。

(4) 企業結合によるキャッシュ・アウト(取得合計)

	企業結合による キャッシュ・アウト
	百万円
現金による取得対価	591,420
取得した子会社における現金及び現金同等物	(4,335)
企業結合によるキャッシュ・アウト	587,085

(5) 取得資産及び負債の公正価値

	公正価値
	百万円
流動資産	21,369
商標権	180,471
繰延税金資産	113,185
その他の非流動資産	9,207
資産合計	324,232
流動負債	11,376
非流動負債	8,415
負債合計	19,791
のれん	286,979

のれんは、各市場における事業基盤拡充を含む、事業統合効果による超過収益力を反映したものです。上記の資産のうち、商標権及びのれんの大部分については税務上損金算入可能と見込んでおります。

取得資産及び負債の公正価値は、取得日時点で認識された暫定的な金額であり、測定期間中(取得日から1年間)に修正が行われる可能性があります。

当企業結合に係る取得関連費用として293百万円を「販売費及び一般管理費等」にて費用処理しております。

その他の取得

上記以外に、当年度において企業結合により取得した会社はありますが、個別にも全体としても重要性がないため記載を省略しております。

9. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類の注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を除く)	38~50年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア	5年
のれん	10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には、一体処理によっております。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(9) 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微となります。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微となります。

(10) 表示方法の変更

前事業年度において、損益計算書の特別損失に区分掲記しておりました「事業構造強化費用」は、金額的重要性が減少したため、当事業年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	25,277百万円
短期金銭債務	26,330百万円
長期金銭債務	6,367百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 468,267百万円

(3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	社債	355,808百万円
------------	----	------------

(4) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
JT International Holding B.V.	百万円 58,311	借入保証等 外貨建による保証 (58,311百万円 500百万米ドル) 他
JT International Hellas A.E.B.E.	40,698	借入保証等 外貨建による保証 (40,698百万円 333百万ユーロ)
JT International S.A.	14,983	借入保証等 外貨建による保証 (14,983百万円 80百万米ドル) (37百万ユーロ) (312百万ロシアルーブル) 他
LLC Petro	11,304	借入保証等 外貨建による保証 (11,304百万円 5,886百万ロシアルーブル)
その他 (39社)	54,893	借入保証等
計	180,189	

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務

7百万円

(6) 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 当事業年度におけるたばこ税込の売上高は1,955,218百万円であります。

なお、たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額であります。

(2) 関係会社との取引高

売上高 89,831百万円

仕入高 73,784百万円

販売費及び一般管理費 53,243百万円

受取配当金 5,445百万円

営業取引以外の取引高 22,191百万円

(3) 研究開発費は、総額47,783百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	209,285	0	241	209,044
合計	209,285	0	241	209,044

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少241千株は、ストック・オプションの行使241千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	23,534百万円
共済年金給付負担金	16,379百万円
退職応諾者未払金	4,293百万円
その他	23,999百万円
繰延税金資産 小計	68,205百万円
評価性引当額	△11,136百万円
繰延税金資産 合計	57,070百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△19,109百万円
繰延ヘッジ損益	△10,751百万円
その他有価証券評価差額金	△10,290百万円
その他	△8,890百万円
繰延税金負債 合計	△49,040百万円
繰延税金資産の純額	8,030百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.01%から、2017年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.66%に、2018年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.43%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は641百万円減少し、法人税等調整額が1,729百万円、その他有価証券評価差額金が534百万円、繰延ヘッジ損益が553百万円、それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
					資金の貸付	資金の返済受入		
子会社	テーブルマークホールディングス(株)	所有直接100%	資金の貸付等	資金の貸付(注)1、2	百万円	百万円	関係会社短期貸付金	百万円
					42,024	44,996		関係会社長期貸付金

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	T S ネットワーク(株)	所有直接74.5%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入(注)1、2	百万円 -	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	百万円 186,085
	JT International Hellas A.E.B.E.	所有間接100%	債務保証	債務保証(注)3	40,698	-	-
	JT International Holding B.V.	所有間接100%	債務保証	債務保証(注)3	58,311	-	-
	JT International Group Holding B.V.	所有直接100%	-	有償減資(注)4	185,907	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付金利及び受入金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. キャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の貸借については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
3. 債務保証は銀行借入等に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。
4. JT International Group Holding B.V.が行った1,686百万米ドルの有償減資であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 927.93円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96.94円 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 96.88円 |

8. 重要な後発事象に関する注記

子会社の有償減資

当社は、金融機関からの借入金の返済資金として2017年1月11日に子会社であるJT International Group Holding B.V.より約5億米ドル(約579億円)の有償減資を受けております。

9. 企業結合等関係

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 取得事業の内容

Reynolds American Inc.グループにおけるNatural American Spirit の米国外たばこ事業

② 企業結合を行った主な理由

国内市場の高価格帯で強いプレゼンスを有するNatural American Spirit を取得することで、当社のブランドポートフォリオを拡充し、競争力強化を図り、長期にわたる持続的利益成長を図るため。

③ 企業結合日

2016年1月13日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたこと。

(2) 計算書類に含まれる取得事業の業績の期間

2016年1月13日から2016年12月31日まで

(3) 取得原価及びその内訳

現金による取得対価 520,159百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額 357,710百万円

② 発生原因

国内たばこ事業における事業基盤拡充を含む、事業統合効果による超過収益力を反映したため。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

商標権 162,449百万円

10. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。